

盛岡市中央公民館文化財等保存計画

中 央 公 民 館

【目次】

第1章 計画の概要	2
1 計画の目的	2
2 計画の名称と期間	2
3 計画の対象範囲	2
4 計画の位置付け	2
5 施設の歴史	3
第2章 施設の現状と課題	5
1 旧中村家住宅（国指定重要文化財）	5
2 旧南部家別邸主屋（国登録有形文化財）	7
3 旧南部氏別邸庭園（国登録記念物（名勝））	9
(1) 白芳庵	10
(2) 愛宕亭	12
(3) 聖風閣	12
(4) 反り橋	13
(5) 池の浚渫	14
(6) 高木の伐採	15
4 収蔵庫	16
第3章 今後の展開と方針	17
1 関係課等との連携	17
2 年度別修繕計画及び概算費用	18
3 進行管理と次期計画策定方針	19

第1章 計画の概要

1 計画の目的

中央公民館に所在する建築物や構築物は、国指定の重要文化財である「旧中村家住宅」や国登録有形文化財の「旧南部家別邸主屋」（現 中央公民館別館）」など、歴史的価値を有し、盛岡市の象徴する建築物として今後も大切に保存し活用していく必要があります。

そのため、計画的に改修することで、市の財政支出の平準化を図るとともに、歴史的財産である文化財等の適切な修繕をバランスよく実施することで、歴史的建築物や風景を守り保存するために、本計画を策定するものです。

2 計画の名称と期間

(1) 名 称 盛岡市中央公民館文化財等保存計画

盛岡市中央公民館には、国指定の重要文化財や国登録文化財等の文化財などが存在する公民館であることから、この大切な文化財を計画的に修繕し保存・維持していくため、名称を「盛岡市中央公民館文化財等保存計画」とします。

(2) 期 間 10 年

この計画の期間は 10 年としますが、建物の経年劣化や草木の成長など様々な要因で手を入れる必要が生じることが想定されることから、5 年を目途に見直しを行います。

3 計画の対象範囲

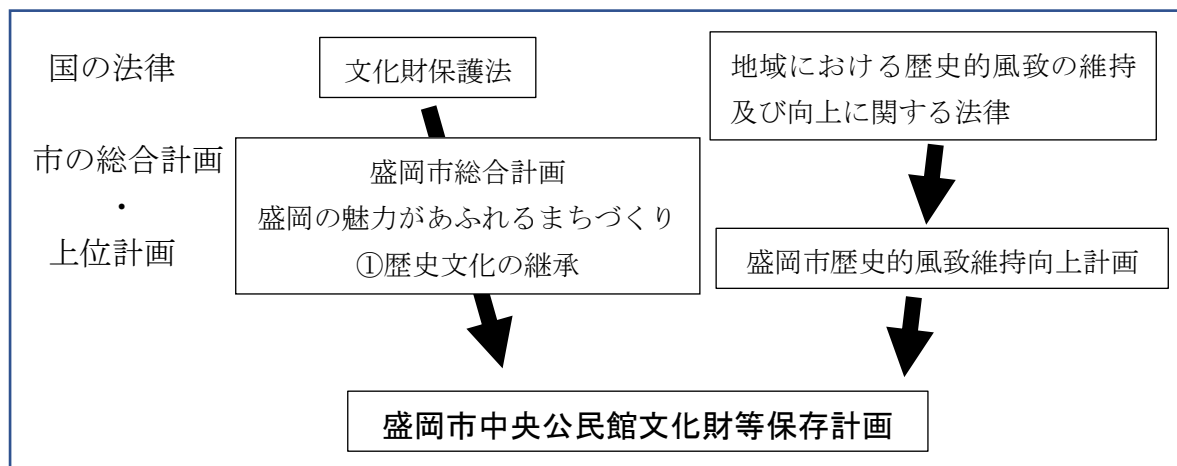
本計画では、次の文化財と土蔵造の収蔵庫を対象範囲とします。

- (1) 旧中村家住宅（国指定重要文化財）
- (2) 旧南部家別邸主屋（国登録有形文化財）
- (3) 旧南部氏別邸庭園（国登録記念物（名勝））及びその構成物
- (4) 収蔵庫

4 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 3 条の任務に基づき、盛岡市中央公民館における国指定重要文化財等の保存を実施するために策定します。また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定された「盛岡市歴史的風致維持向上計画」を上位計画とし、文化の向上に寄与することを目的とします。

■ 本計画の位置付け



5 施設の歴史

中央公民館は、旧南部家別邸という地理的要件から、昭和 28(1953)年に南部家別邸内に設置した「岩手県産業文化館」として始まり、その後、盛岡市に移管された「盛岡市産業文化館」が前身となっています。

昭和 55(1980)年に中央公民館が新築された際に、郷土史料の展示機能を整備・充実させた「郷土資料展示室」が設置されました。

この郷土資料展示室は、展示による教育普及という機能を有していることから博物館の機能を持ちますが、博物館法の適用外となる「博物館類似施設」に分類されていました。

収蔵資料は、南部家旧蔵の藩政文書、調度工芸品を主体に重要文化財を含む約 7 万点の博物館資料を所蔵し、資料の大半は、旧藩主南部家から寄贈された資料、南部家から購入した資料、岩手県産業文化館及び盛岡市産業文化館当時に収集(寄贈・購入も含む。)された資料、旧中村家所蔵の商業文書及び市民や旧藩士の由縁から寄贈・寄託された資料を基本としていました。

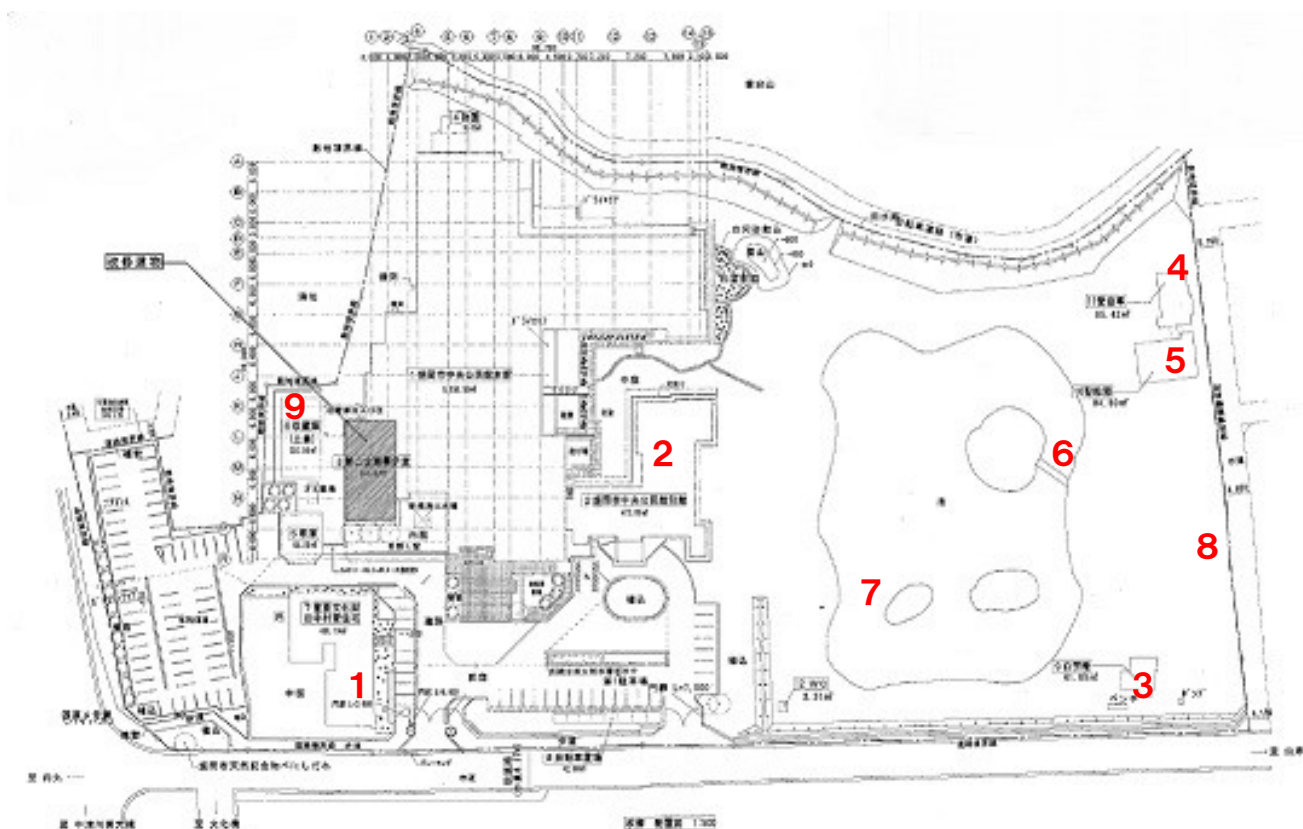
これらの収蔵資料や盛岡藩や南部家に関する資料の収集・保管・活用、調査研究、教育普及などの主要な機能は、平成 23(2011)年に開館した「もりおか歴史文化館」に移管され、当館には、岩手県産業文化館当時に収集された農耕具・民俗資料及び旧中村家住宅関係資料等となっていますが、その活用が課題となっています。

また、茶道のコア施設としての機能(茶室等)は県内随一で、昭和 31 年に岩手芸術祭の茶会会場になって以来、平成 5(1993)年に開催された第 8 回国民文化祭いわて'93 の大茶道会場にも選ばれて、庭園、別館は史跡・重要文化財的な価値があり、その景観は市民の誇れる財産であり、観光客や来盛者にとっての迎賓施設としての役割も担っています。

■ 関係略年表

和暦	西暦	旧中村家住宅	旧南部家別邸主屋	旧南部氏別邸庭園	その他
文久元年	1861	新築			
明治 41 年	1908		新築	新造成	
大正 7 年	1918				白芳庵新築
昭和 28 年	1953		岩手県産業文化館設置		
昭和 30 年	1955		盛岡市産業文化館となる		
昭和 33 年	1958		盛岡市公民館となる		
昭和 34 年	1959			白芳庵が移築	
昭和 46 年	1971	市に寄贈 12 月に国重文指定			
昭和 49 年	1974	移設工事完成			
昭和 55 年	1980		盛岡市中央公民館(別館)となる		愛宕亭が移築
平成 25 年	2013		12 月に国登録有形文化財		
昭和 59 年	1984				聖風閣が移築
平成 23 年	2011				南部家資料等を移管
平成 26 年	2014			3 月に国登録記念物(名勝)	
平成 31 年	2019		別館大規模改修工事(至 令和元年)		本館大規模改修工事(至 令和 2 年)

■ 位置図



位置	名 称	文化財の種類	形式等	構成物	順位	必要な修繕等
1	旧中村家住宅	国指定重要文化財	町家		2	耐震診断、耐震補強及び修繕
2	旧南部家別邸主屋	国登録有形文化財	別館		3	軒屋根の葺き替え
3	旧南部氏別邸庭園	国登録記念物（名勝）	茶室	白芳庵	1	全面的な修繕
4			家屋	愛宕亭		経年劣化部分修繕
5			家屋	聖風閣		経年劣化部分修繕
6			池	反り橋	5	架け替え修繕
7				浚渫	4	池の汚泥を除去
8			庭園	危険木	6	高木を伐採撤去
9	収蔵庫	なし	土蔵			全面的な修繕

※「順位」修繕等の優先順位を示す。

第2章 施設の現状と課題

1 旧中村家住宅（国指定重要文化財）

(1) 建物の現状

中村家は、「糸屋」または「糸治」とよばれた城下町盛岡でも指折りの大きな商家で、呉服・古着などを主に商っていました。その後、盛岡藩の特産である紫根染を一手に商うなどして繁盛していました。

現在の主屋は文久元(1861)年に造られたもので、表二階が発達し、戸棚押入れなどの収納が多く造られる江戸時代末期の特徴がよく残されています。増改築の多い商家が建築当初の形をとどめている例は極めて珍しく、重要文化財の商家としては、東北では数少ないものです。

盛岡市では、昭和46(1971)年に中村家から建物などの寄贈をうけて、同年12月に重要文化財に指定されました。移築工事は、昭和49(1974)年3月に完成し、現在に至っています。



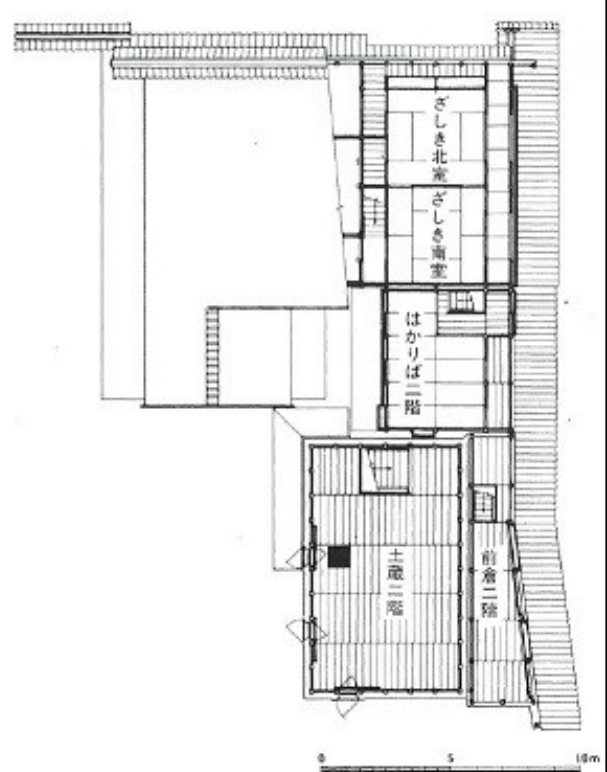
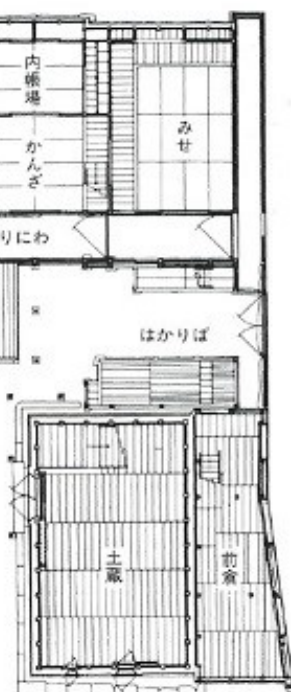
一階平面図

二階平面図

平面図

規模一覧表

	桁	梁	間	延面積
主屋（一部2階建切妻造）	12.4	15.9		209.3㎡ (1階161.1 2階49.2)
土蔵（2階建切妻造）	9.6	5.7		109.4㎡ (1階54.7 2階54.7)
前倉（2階建土蔵造）	10.4	3.4		48.2㎡ (1階29.3 2階18.9)
取合（2階建）	5.4	6.8		63.2㎡ (1階37.2 2階26.0)



旧中村家住宅は、経年劣化による入口柱の損傷や自重のため、普段見学者が入場するみせ入口引き戸の開閉がしづらい状態となっています。また、冬期間は凍結や積雪のため、さらに開閉しづらい状態となっています。

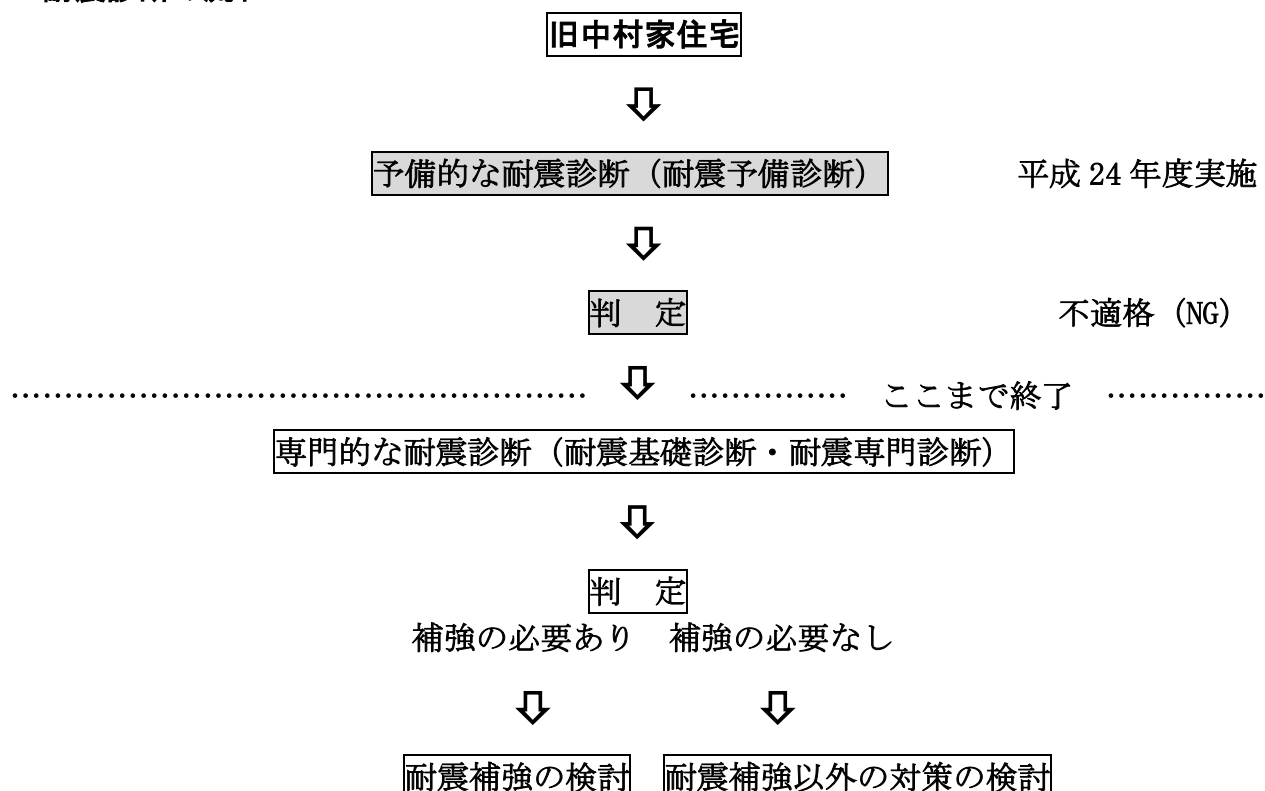
入口の引き戸は木製のため、凍結した状態で開閉を繰り返すと破損するおそれがあり、また、平成 26 年度の冬期間には、雪害による瓦の破損が発生しており、今後の冬期間にも発生するおそれがあります。



次に、旧中村家住宅の地震に対する対処方針については、平成 24(2012)年に耐震予備診断を実施し、主屋、はかり場、土蔵のうち「はかり場」部分が不適格（NG）となっています。今後の工程としては、①専門的な耐震診断（耐震基礎診断・耐震専門診断）、②経過的補強（修繕）、③耐震補強工事を実施していかなければなりません。

専門的な耐震診断の結果を受けて、文化財としての保護を行いながら、見学施設として市民等の安全性を確保し、地震発生時の建物被害を予防するための耐震補強工事とそれに伴う修繕工事の実施を目指します。

■ 耐震診断の流れ



(2) 修繕の必要性・効果

盛岡市で現存する唯一の重要文化財指定江戸時代建造の商家で、戦後洋式化が進んだ建造物が多数を占める中で、和風で当時の建築技術を窺い知ることができる建造物として、修繕を実施することによる技術継承が必要と思慮されます。

また、市内唯一の一般公開されている江戸時代の商家として、これからの歴史文化を継承していく地元の青少年に、往時の人々の暮らしを感じられる歴史遺産を体感する場としての効果と、旧南部家別邸主屋と旧南部氏別邸庭園と併せて見学できます。

(3) 特定財源の検討

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理防災事業費国庫補助（補助率 50%）

(4) 年度計画

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
旧中村家住宅	診断・修繕参考見積	交付申請	耐震診断の実施設計	専門的な耐震診断	結果に基づく実施設計	補強工事及び修繕

2 旧南部家別邸主屋（国登録有形文化財）

(1) 建物の概要と現状

旧南部家別邸（中央公民館別館）は、城下町盛岡を象徴する地域の文化遺産であり、和洋の意匠を織り交ぜた明治期建築の造形の規範となる建物として、文化財保護法に基づき平成 25(2013)年 12 月 24 日付けで有形文化財に登録されました。

旧南部家別邸は、明治 41(1908)年、明治維新後に華族となった旧盛岡藩主南部家の別邸として新築された建物で、設計監修は東京駅や岩手銀行（旧盛岡銀行）旧本店本館などを手がけた葛西萬司が行っています。

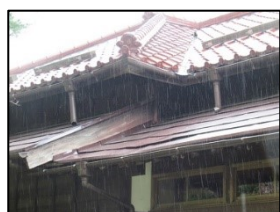
その後、建物は岩手県産業文化館、盛岡市産業文化館、盛岡市公民館と変遷し昭和 55(1980)年の改修により現在の姿となり、中央公民館別館として市民の皆さんに親しまれています。

令和 4 年 8 月に、瓦屋根の下にある亜鉛鋼板葺きの軒屋根の塗装を実施したところ、経年劣化により錆びて脆くなっていた部分から雨が入り、軒下や天井まで雨水が侵入し、垂木や野地板が腐食、廊下の天井部分などに染み出していることから、早急な軒屋根の葺き替えが必要となっています。



木造 平屋建 床面積 473.89 m²

軒屋根部分



天井まで雨漏り

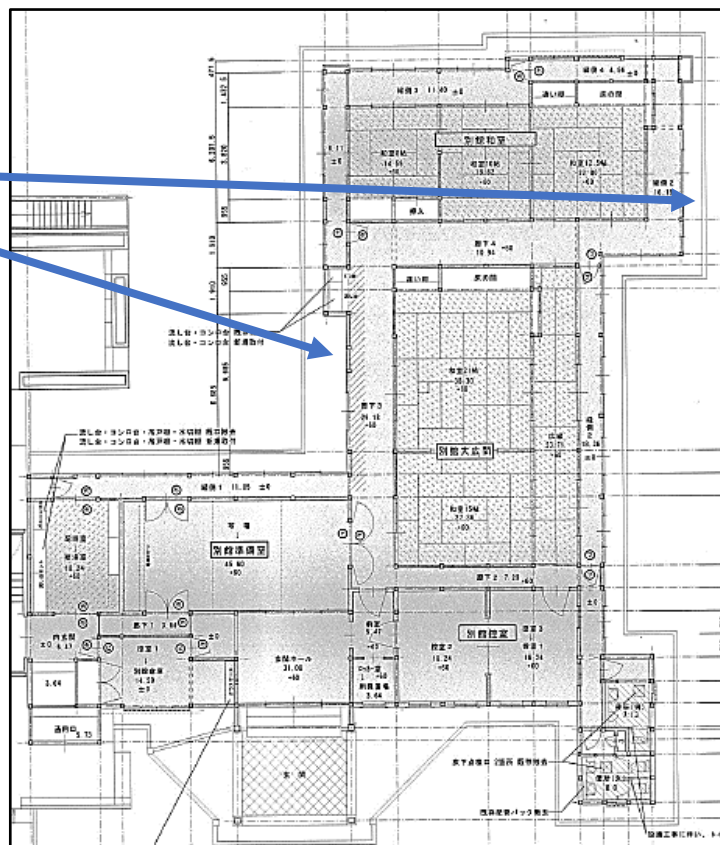


垂木・野地板の腐食



(2) 平面図

軒屋根部分

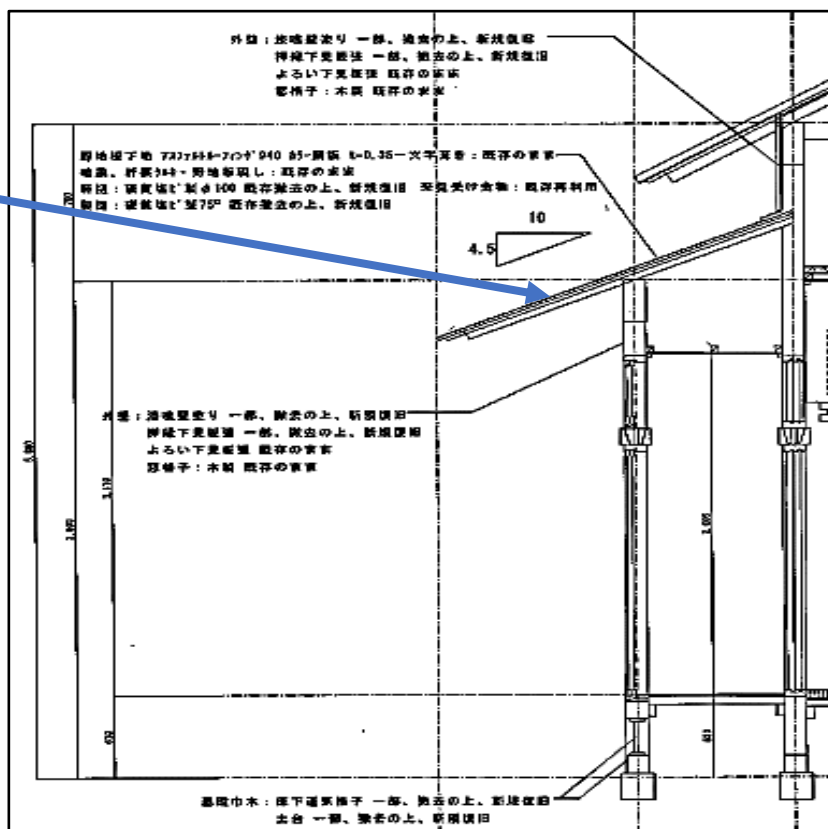


(3) 矩計図

野地板下地 カラー鋼板 $t=0.35$ 一文字葺き：既存のまま

破風、軒裏タルキ・野地板現し：既存のまま

軒屋根部分



(4) 修繕の必要性・効果

文化財としての価値もさることながら、現在公民館の貸出施設として広く市民に利用されている施設であり、その日本家屋としての構造から、茶道や書道、民踊などの文化活動を始め、若い世代の自己啓発活動の場として活用されています。そのため、有償で貸出しを行っていることから、施設の不備は、公民館利用の減退に直結すること、また、利用者の安全を確保し、安心して利用してもらうことが必須となっています。施設を維持していくことが、学習の場としての利用促進につながり、社会教育、市民生活の向上につながるものと考えています。

3 旧南部氏別邸庭園（国登録記念物（名勝））

庭園の概要

旧南部氏別邸庭園は、盛岡市街地の北、中津川の右岸に位置します。この地には江戸時代初期に盛岡藩の「御薬園（おやくえん）」が設けられましたが、同園の廃止後に御殿や庭園が造られ、代々の藩主の別荘地となりました。明治維新後、建物は取り壊され、庭園も荒廃しましたが、明治41(1908)年に南部家第43代当主南部利淳(としあつ)により、現在まで残る木造建築と庭園が整備されました。

愛宕山に隣接する平坦な土地につくられた庭園は、3つの中島が浮かぶ広い池を中心とし、池の周囲および中島には様々な意匠の燈籠類やマツ、モミジなどの樹木が配されています。

幾度か改修され、第二次世界大戦後には庭園の一部が失われたものの、江戸時代の絵図なども残っており、その変遷を追うことができます。

このように、旧南部氏別邸庭園は、江戸時代以降の東北地方における造園文化の発展に寄与した意義深い事例です。

現存する庭園（原設計：長岡安平）は、木造の本邸建物（設計：葛西萬司、指導：原敬）や蔵などともに南部伯爵家の別邸の附属施設として明治41(1908)年に造営。造営当時の庭園は戦後に北側約5分の1が失われたものの、園地周囲や浮島に山灯籠・春日灯籠・銀閣寺垣を配した庭園は旧別邸大広間からの座視鑑賞を重視した回遊式庭園です。

面積は約1万平方メートル



■ 年表

年代	出来事
寛文 9 (1669) 年	第 4 代盛岡藩主・南部重信(しげのぶ)の治世のとき、城中で用いる薬草の栽培が試みられ、「御薬園(おやくえん)」と呼ばれるようになりました。
正徳 5 (1715) 年頃	7 代藩主・利幹(としもと)治世のとき、藩主の屋敷として整備され、9 代藩主・利雄(としかつ)の治世には大規模な造園がなされました。この間に稲荷社のほか、御殿・茶室・能舞台が設けられ、京都からはカエデの移植をはじめとして奇石珍木(きせきちんぼく)が集められ、藩主の別邸地となりました。
安政元(1854)年～ 文久 3 (1863) 年	屋敷地の一部を藩校・明義堂(めいぎどう)の医学・経学(けいがく)の教場となり、藩士の文教の中心となりました。
明治元(1868)年	維新の変革により、間もなく屋敷は取り払われ、敷地内は田畑となり、土地は荒廃しました。
明治 41 (1908) 年	東京に本邸を構えていた南部家の別邸として生まれ変わり、庭園も併せて整備造成されました。
昭和 28 (1953) 年	「岩手県産業文化館」として整備
昭和 55 (1980) 年	「盛岡市中央公民館」として増改築

(1) 白芳庵

ア 建物の現状

白芳庵(はくほうあん)は大正 7 (1918) 年に平民宰相原敬の別邸「介寿荘」通称「一山荘」(大通三丁目)内に建てられた四阿(あずまや)「田舎家」を、昭和 34 (1959) 年に移設(一部改築)したもので、同年 10 月に遺族 原貢氏から盛岡市に寄贈されました。(移築費用は同地に支店を開設する縁をもって、株式会社七十七銀行が全額負担したものです。)



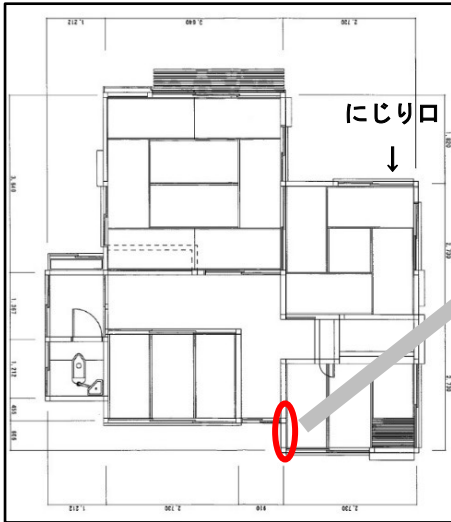
白芳庵の名前の由来は、原敬の別邸にかけられていた額の一部「遠山芳草外」から「芳」を、原敬の美しかった「白髪」にちなんで「白」をとり、「白芳庵」と名づけられました。

白芳庵を含む中央公民館の庭園部分については、平成 26 (2014) 年に「旧南部氏別邸庭園」として国の登録記念物(名勝)となり、白芳庵は登録記念物の構成物として、以後文化財保護法の適用となることになりました。

イ き損の経緯

平成 29 (2017) 年春に、4 月からの開館準備をしていた施設管理人が内壁(土壁)のふくらみと剥離を発見し、原因を探ったところ屋根側の破損による雨漏りを確認、破損の原因と特定しました。破損を発見後、白芳庵は閉鎖し貸し館を停止し現在に至ります。白芳庵は上記の通り登録記念物の構成物であるため、き損した場合は「き損届」を、県を通じて文化庁に提出する必要があるため、平成 29 (2017) 年 5 月 10 日に「き損届」を提出しました。き損届の記載にあるとおり、破損部分については閉鎖後の修繕を検討しましたが、き損後に中央公民館自体の大規模改修が始まり、白芳庵の修繕に手をかけることができず、そのうちに経年劣化により破損の部位が拡大しており、

このまま放置をすれば倒壊の可能性が懸念されています。



白芳庵の平面図

木造 平屋建 床面積 41.89 m²



外壁の土壁が崩れ、雨風により内壁も崩落（令和3年8月撮影）

ウ 修繕の必要性・効果

白芳庵を含む庭園全体については国の登録記念物となっており、文化財保護法では、地方公共団体は「その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と定めています。

市は庭園の管理者として、庭園全体の景観を適切に保存せねばならず、また公開等文化的活用を進めなければいけないことが法律で定められており、庭園の構成物として登録されている白芳庵の修復についても登録申請時の保護活用計画に保存及び活用することについての記載を提出していることから、登録時の状況にすることを第一に考える必要があります。

また、白芳庵は建物としては大正期の建築であり、その当時の景観を色濃く残す建物として築年数 100 年を超えております。

また、歴史的経緯からは、原敬が自らの総理大臣就任の年に盛岡の別邸内に建て、戦後に移築されて以降は茶室として長年利用されてきたという歴史があります。また、その建物を現在に残し市民が利用することで、歴史に触れることができるという白芳庵は、文化的価値を有すると言えます。

また、建築基準法や消防法等の法律に適合させるため、大規模な改築となることから、立て替えた場合の費用と同程度の費用が掛かると見込んでいます。

(2) 愛宕亭

ア 建物の現状

「愛宕亭」の建物は、もとは国道4号（バイパス）沿いの中央公民館の第二駐車場に建てられていたもので、俳人故山口青邨の伯父にあたる笹間忠一の居宅でした。笹間の屋敷は明治期には既にあり、青邨は幼少期から中学校までをこの建物で過ごしていました。昭和55(1980)年に中央公民館が開館した際に、第二駐車場の整備に伴って買収し、母屋の一部を現在地に新築して「愛宕亭」と名付けています。なお、青邨が登って遊んだヤマナシの木が現在も駐車場に残っています。



平面図

木造 平屋建 床面積 85.42 m²

愛宕亭を含む中央公民館の庭園部分については、平成26(2014)年に「旧南部氏別邸庭園」として国の登録記念物（名勝）となり、愛宕亭は登録記念物の構成物として、以後文化財保護法の適用を受けることになりました。

イ 修繕の必要性・効果

旧南部家別邸主屋と同様に、旧南部氏別邸庭園を構成する文化財としての価値に加え、現在公民館の貸出施設として広く市民に利用されている施設であり、ゆかりの人物である郷土出身の俳人山口青邨ゆかりの家屋であることから、俳句会を始めとして、茶会場などに利用されています。

また、令和に入り始まった「盛岡国際俳句大会」会場の一角として市内外の人びとの目に触れる施設でありますことから、伝統文化への市民意識を誘う効果につながるものと期待されます。

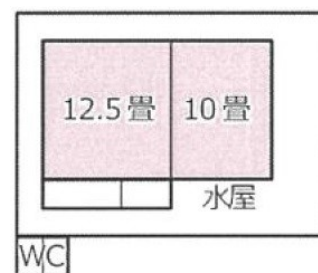
(3) 聖風閣

ア 建物の現状

「聖風閣」（せいふうかく）の建物は、菊池金吾の屋敷「賜松園」（現：盛岡市南大通一丁目7番3号）内にあった建物で、明治9(1876)年と同14(1881)年に明治天皇が東北地方を行幸した際に御旅館とした「御成の間」を移築した建物です。

この建物は昭和59(1984)年に中央公民館に移築され、建物の名称は、周囲に嘉仁皇太子殿下（大正天皇）、裕仁皇太子殿下（昭和天皇）、各宮家皇族御手植えのナンブアカマツがあり、天皇家三代の聖風を今に伝えていることから当名が付けられました。

聖風閣を含む中央公民館の庭園部分については、平成26(2014)年に「旧南部氏別邸庭園」として国の登録記念物（名勝）となり、聖風閣は登録記念物の構成物として、以後文化財保護法の適用を受けることになりました。



平面図

木造 平屋建 床面積 94.60 m²

イ 修繕の必要性・効果

旧南部家別邸主屋と同様に、旧南部氏別邸庭園を構成する文化財としての価値に加え、現在、公民館の貸出施設として広く市民に利用されている施設です。

建物の施主である菊池金吾は皇后陛下の曾祖父である元海軍大将山屋他人の叔父でもあり、皇室との縁がある建物となっています。

内部は網代天井造りとなっていて、茶室としての様式を視覚的に伝える数少ない構造の建築物であり、茶道文化に触れる場としても貴重な構造となっています。こちらでも原敬ゆかりの白芳庵と同様に、伝統文化への市民意識を誘う効果につながるものと期待されます。

(4) 反り橋

ア 構造物の現状

現在の橋の原型は、明治 41(1908)年、南部家の別邸造営に伴う庭園整備時に作られたものであり、戦後、施設の整備を進める中で反り橋（いわゆる太鼓橋）の姿となっています。

中央公民館として整備された昭和 55(1980)年に一度架け替えを行い、平成元(1989)年、平成 18(2007)年にそれぞれ修繕を行っています。平成 28(2016)年5月にき損が激しくなったことから通行利用を停止し現在に至っています。



平成 28 年 5 月のき損の状況

イ 修繕履歴

昭和 55(1980)年に一度架け替えを行い、平成元(1989)年、平成 18(2006)年にそれぞれ修繕を行っています。

ウ 修繕の必要性・効果

中島に渡るための橋であり、散策路の通路であることは当然として、橋上から見る庭園の景観も来園者の楽しみの一つとなっています。橋自体が庭園風景の一部となっていますことから、修復により観光客の来園意欲の増加が期待できます。

エ その他

当館施設管理人において、反り橋と同様の工作物を造作しています。橋の通行は不可となる見込みですが、回遊式庭園の景観を保つことが可能です。



簡易的復元中の反り橋

(5) 池の浚渫

ア 概要

旧南部氏別邸庭園の池は、明治 41(1908)年に南部家別邸として整備されたと推測されていますが、現在まで池の浚渫（しゅんせつ：水底の土砂を掘り取ること）が行われた記録等はありません。睡蓮の間引きなど池の水位を下げた際、特定の範囲において汚泥が相当量水面上に現れます。

池は鯉の餌やりをする子ども達の来訪も多く、誤って入水・落水した際などに危険なことから柵の設置も検討しましたが、当館の庭園部分は「旧南部氏別邸庭園」として国の登録記念物となっているため、景観を変貌させるような改修は困難なことから、早急な浚渫対策が必要な状況です。

イ 堆積状況等

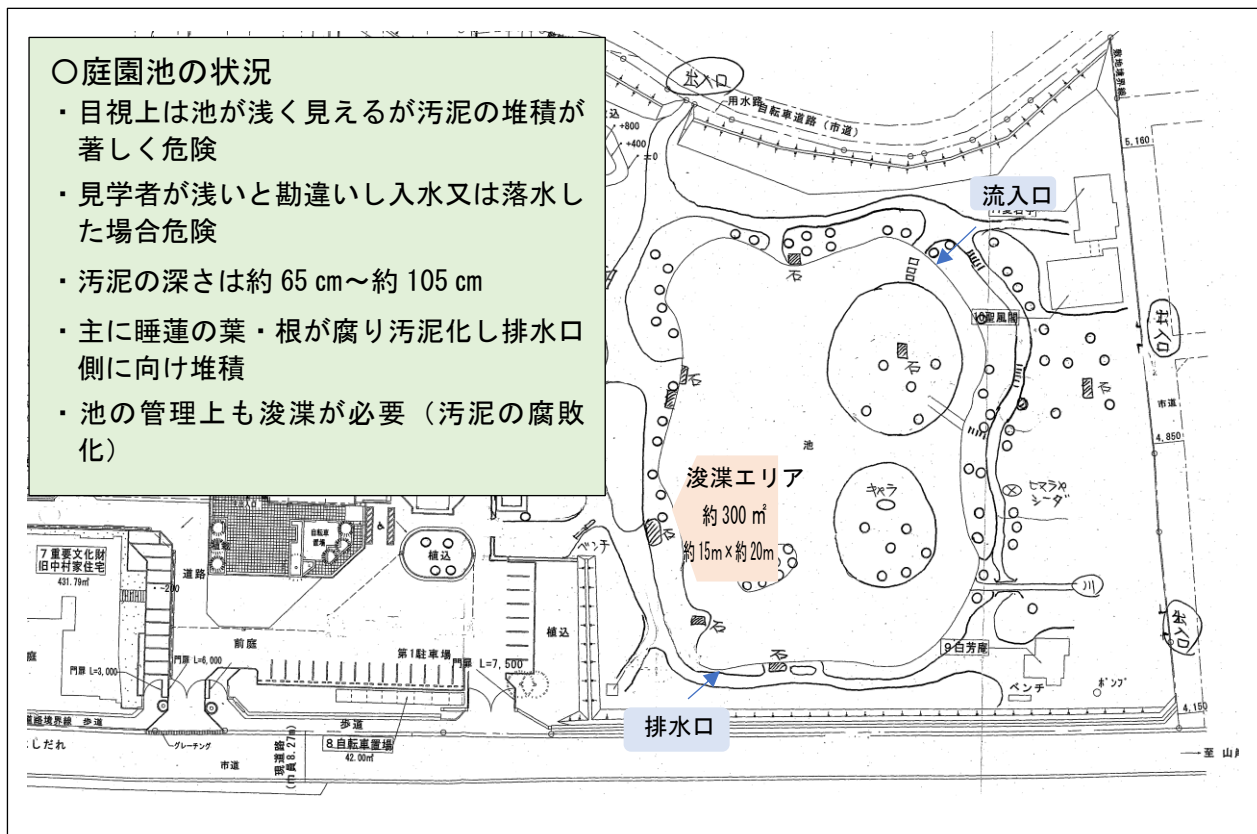
範囲（広さ）	約 300 m ² （約 15m×約 20m）
堆積量	推定 255 m ³
汚泥の深さ	約 0.65m～約 1.05m（平均 0.85mで算定）
水面と汚泥までの水深	約 0.25m

ウ 対応策（汚泥除去方法案）

特に汚泥堆積量が著しい庭園入り口側約 300 m²エリアの汚泥を、特殊強力吸引車で採泥し処分場へ搬出します。



池の様子（汚泥が水面近くまで堆積）



エ 課題

汚泥処理に関する助成・起債等有利な財源が期待できないことから、一般財源での対応となることが課題です。

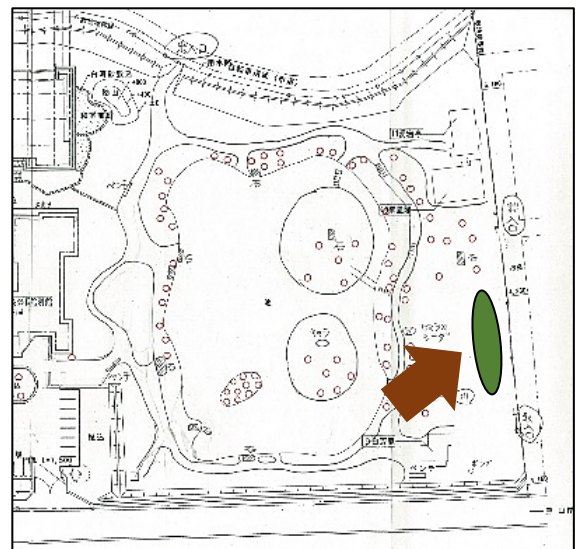
(6) 高木の伐採

ア 概要

旧南部氏別邸庭園の北東部、東北農政局庁舎側に高さ 30m ほどのトウヒが 6 本あります。

令和 3 年度の冬には、木に積もった雪が隣接する道路に落雪したほか、折れた枝が高压線に掛かり、東北電力へ撤去の依頼をしました。

高木のため、風や雪により倒木する危険性があることから、伐採が必要と考えます。

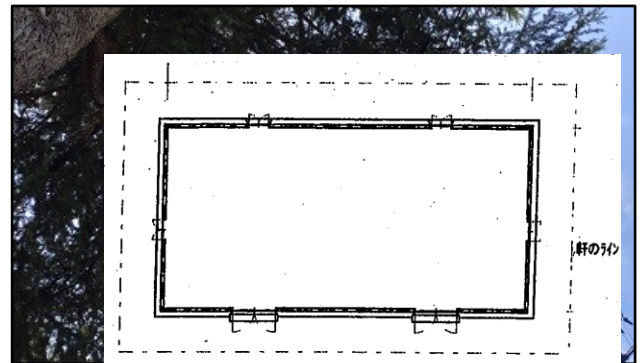


イ 現状

高木に添って直下の電力柱には高压線があり、仮に農政局側に倒木したとすれば、高压線・低压線の切断による停電のほか、市道（愛宕町 15 号線）を通行している人や車両への被害、農政局庁舎の破損などが想定されることから、早期の伐採が必要です。



3 階建ての農政局庁舎の約 2 倍の高さに成長
高圧線の上部に枝が伸びている



平面図

ウ その他

この他にも園内には、危険木があることから、順次伐採を進め、安全に鑑賞できる環境を整える必要があります。

4 収蔵庫



ア 建物の現状

明治 41(1908)年、南部家別邸の整備に伴い、伝来の調度品保管蔵として建設されたもので、戦後南部家から移管された後も、寄贈された南部家伝来品や民間から寄贈を受けた歴史・民俗資料の収蔵庫として使用されています。

平成 23(2011)年に、もりおか歴史文化館の開館に伴う一部資料の移転はあったものの、現在も歴史・民俗資料の収蔵庫として使用しています。既に 110 年を超える時間の経過による経年劣化が進み、屋根の軒先板の腐食から直接漆喰壁に雨水が当たることとなり、壁の剥落が生じ素地部分が露出しています。そこから土壁の崩落が広がっている状況です。

収蔵庫平面図

土蔵造 二階建 延床面積 330.56 ㎡

壁面崩落部分

イ 修繕の必要性・効果

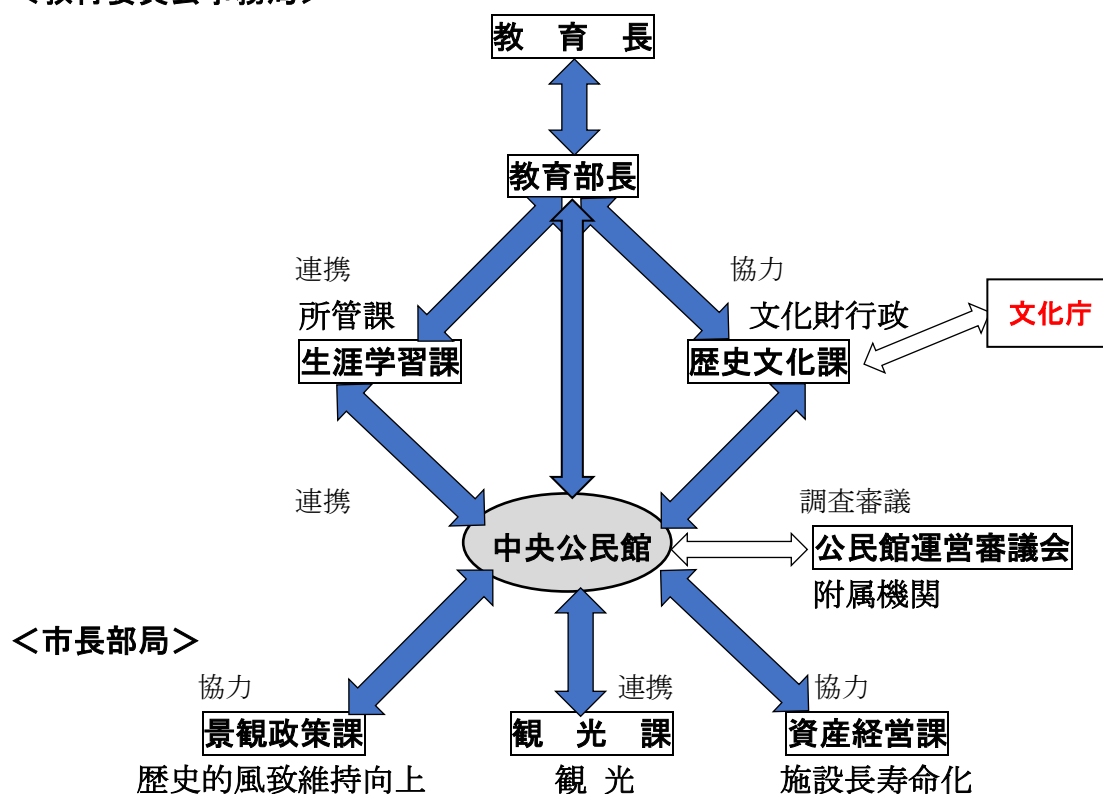
文化財の保管庫であることから、施設の劣化は収蔵している貴重な文化財の劣化に直結することから、文化財保護のために必要となっています。当館には代替収容空間が無いことから、当該施設の改修が必要となっています。

第3章 今後の展開と方針

1 関係課等との連携

前述のとおり当館の文化財等は、歴史的に保存維持の価値が高い施設となっており、施設利用と文化財保護の観点から、教育委員会内部である公民館を所管する生涯学習課と文化財行政を所管する歴史文化課との連携はもとより、都市景観の観点から景観政策課、観光の面から観光課、施設長寿命化の対応として資産経営課などとの連携を図りながら、予算確保に努め修繕を進めるものとします。

<教育委員会事務局>

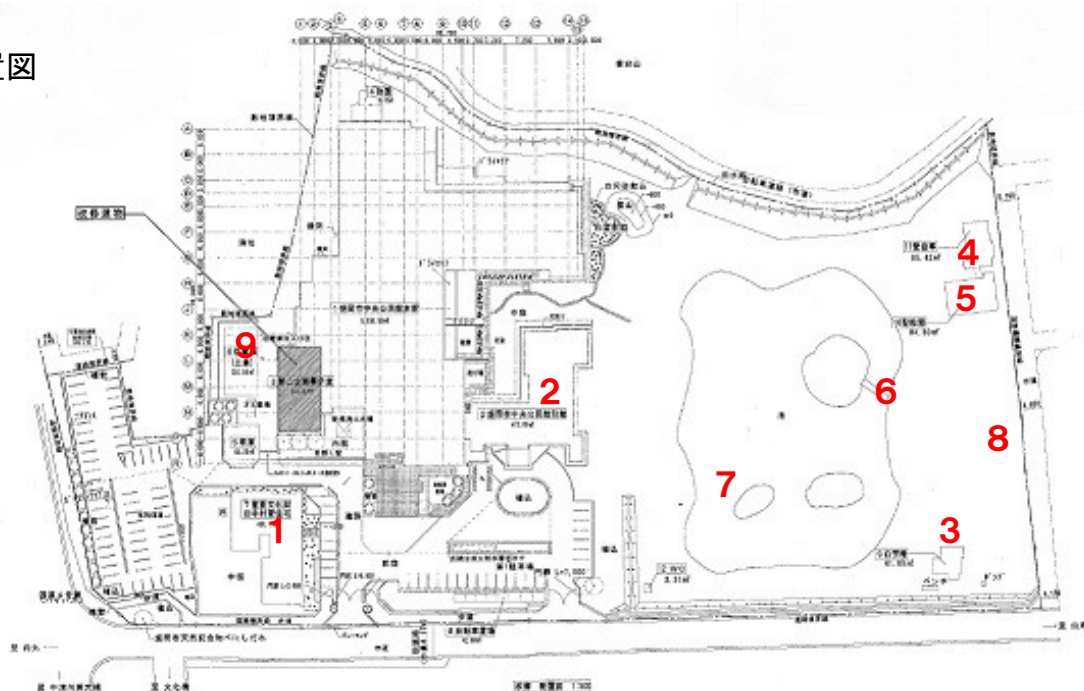


2 年度別修繕計画

位置		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度～
3	白芳庵	● 指定手続 ▲ 事前（詳細）調査の準備 ● 補助金申請のための事前手続 補助金申請手続	事前（詳細）調査委託の実施	改修工事				
1	旧中村家住宅	→ 耐震診断・耐震補強・修繕参考見積 ● 交付申請 専門的な耐震診断	耐震診断の実施設計	耐震補強工事・修繕	結果に基づく耐震補強工事・修繕の実施設計			
2	別館軒屋根	● 見積徴取	葺き替え工事					
7	庭園池の浚渫		● 見積徴取	浚渫工事				
6	庭園反り橋			● 見積徴取	架け替え工事			
8	庭園高木伐採				● 見積徴取	伐採工事		
4	愛宕亭							
5	聖風閣							
9	収蔵庫							

計画見直し

■ 位置図



3 進行管理と次期計画策定方針

本計画に掲げる文化財等の修繕計画は、財源が必要とされるものですが、効果的な保全を図るため、「盛岡市公民館運営審議会」において、文化財等の状況と修繕等の進捗状況について報告し情報交換と共有を行い、推進を図ることとし、「盛岡市公民館運営審議会」の提言・意見・要望を尊重したものです。

また、計画の実効性を確保するため、中央公民館は関係各課と連携を取りながら中央公民館は財源の確保に努めます。

本計画は、10年計画といたしますが、5年度目に計画の見直しを行い、最終年度に次期個別施設計画を策定することといたします。



モミジの赤が美しい旧南部氏庭園と旧南部家別邸